

おしらせHOTコーナー

ふれあい福祉コーナー

介護をする方をみんなで支えましょう

高齢者の介護では、介護者が心身に疲労し、追い詰められてしまうことがあります。また、虐待をしていることに気づいても、さまざまな理由で自分では止められなくなっていることもあります。

介護は一人で頑張らないで
高齢者の介護は簡単なことではなく、一人で介護をしていると介護者の負担になってしまふこともあります。介護保険制度では、施設に通所することにより入浴・食事などの介護やレクリエーションを行うデイサービスや、短期間施設に入所し入浴・食事などの介護を受けるショートステイサービスなどがあります。一人で介護を頑張らず、介護保険制度の利用をお考えください。

また、地域包括支援センターでは、介護保険制度や認知症に関することなど、相談に応じることができまので、ぜひご連絡ください。

虐待かもしれないと思ったら
高齢者虐待は行われる場所が自宅内であるなど、周囲からは発見しにくいものです。近所から怒鳴り声や聞こえたり、高齢の方が急に痩せたなど、虐待かもしれないと感じたら、長寿介護課またはお近くの地域包括支援センターへご連絡ください。※連絡者の秘密は守られます。

(支援の流れの例)
①虐待に気づいた方が長寿介護課、地域包括支援センターに連絡
②長寿介護課、地域包括支援センターの職員が状況確認のため自宅、施設などに訪問
③介護者と相談しながら介護保険サービスなどの必要な支援を行う

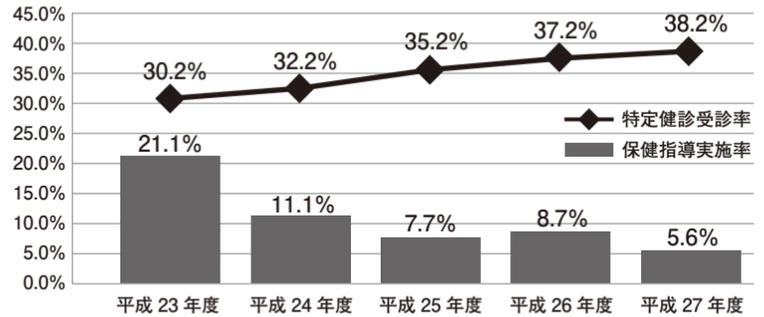
☎長寿介護課 ☎448

■地域包括支援センター

名称	担当地域
東部地域包括支援センターやしお苑 (南川崎210-1) ☎998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮1~7丁目
西部地域包括支援センターケアセンター八潮(鶴ヶ曾根1184-4) ☎994-5562	小作田、松之木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1~4丁目、緑町1・2・4丁目、八潮8丁目
南部地域包括支援センター埼玉回生病院(大原455) ☎999-7717	大瀬、古新田、垢、大原、浮塚、大曾根、大瀬1~6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センターやしお苑(八條294-4) ☎930-5123	八條、鶴ヶ曾根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、緑町3・5丁目

特定保健指導を利用しましょう

特定健診・特定保健指導の受診率などの推移



八潮市の、特定健診の受診率は年々増加していますが、特定保健指導の実施率は下降傾向にあります。健診結果を県内他市町村と比べると、メタボリックシンドローム該当者が多い状況です。保健指導の通知が届いた方は、無料ですのでぜひ利用して、健康管理に努めましょう。

☎国保年金課 ☎825



法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

ブラック企業を辞めたい

事例

サービス残業がひどく今の会社を辞めたいのですが、社長は「代わりが見つかるまで退職させない」「辞めたら求人広告代の賠償を請求する」などと言います。どうしたら辞められますか。会社から損害賠償を請求されることはありますか。また退職した後で残業代を払ってもらうことはできますか。

問題点と解決策

会社と従業員との間には雇用契約が存在しています。雇用契約を会社側から一方的に打ち切る「解雇」は法的に制限されているのに対し、従業員側から一方的に打ち切る「辞職」は、後述するルールに従う限り自由であり、退職届を提出するなどして一方的に会社に退職の意思を通知するだけで退職できます。

「辞職」のルールは、①期間を定めない雇用契約(正社員など)の場合と、②期間を定めた雇用契約(契約社員など)の場合とで異なります。①の場合、辞める2週間前に会社に辞職を予告さえすれば、辞職はいつでも自由です。会社の就業規則で2週間以上の期間を定めた場合も、辞職の自由を奪うほど長い期間は無効です。②の場合、契約満了時に従業員から更新しない自由があるのは当然として、契約期間の途中には、「やむを得ない事由」があれば即時辞職でき、「やむを得ない事由」がなければ辞職できません。ご相談の例のように、サービス残業という明らかな違法行為が横行するなど就労環境への会社の配慮が欠けるような場合、退職する「やむを得ない事由」があるといつてよいと考えます。なお②の場合も1回の契約期間が1年を超す場合は、1年経過後は自由に辞職できます。

上記のルールに従った辞職は正当であり、会社の同意を得ずに辞めたからといって損害賠償の義務が生じることはありません。

なお、会社の命令で残業した場合はその分の賃金(残業代)は退職後でも請求できます。ただし、給料日から2年経った分は時効になります。また、残業時間などの立証資料の確保は在職中から意識しておくとい良いでしょう。

☎埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 北川(弁護士)

行ってみたいな なりまち



近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。ぜひ、お出かけください。

松伏町

ふるさと寄席 三遊亭小遊三・春風亭一之輔二人会
☎3月12日(日) 午後2時~(午後1時30分開場)
場内園ホール・エロラ

吉川市

公民館フェスティバル
☎3月4日(土)・5日(日) 午前9時~午後5時※5日は午後4時まで
場内中央公民館

草加市

草加宿つるしひな展
☎3月10日(金)まで
場内歴史民俗資料館(月曜休館、祝日の場合は翌平日)
市内民が制作した色とりどりのつるし飾りのほか、収蔵品の7段飾りひな、豪華な御殿飾り、源氏物語員合わせなどの展示
☎歴史民俗資料館 ☎922-0402

三郷市

交通・防犯フェア
☎2月25日(土) 午前10時~午後3時
場内市役所南側駐車場および勤労者体育館

越谷市

第23回越谷梅林公園梅まつり
☎3月4日(土)・5日(日) 午前10時~午後3時
場内越谷梅林公園※会場周辺に駐車場はありません。梅まつり開催期間中は、東武スカイツリーライン北越谷駅からの無料シャトルバスをご利用ください。

BOOKS 図書館だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

八幡 ☎995-6215
八條 ☎994-5500

「鼠、嘘つきは役人のほじまり」 赤川 次郎 著

「竜は動かさず」上・下 上田 秀人 著

「喧嘩」 黒川 博行 著

「制裁女」 新堂 冬樹 著

「よるのぼけもの」 住野 よる 著

「おとこのさま、スキーにいく」 中川 ひろたか 著

「ジョージと秘密のメリッサ」 アレックス・ジーン 著

「オオカミから犬へ!」 ハドソン・タルボット 著・絵

「こけしがこけて」 新井 洋行 著・絵

「航空会社図鑑」 日本航空 監修

3月の上映会の日

○八幡図書館
▼児童向け 12日(日)・26日(日) 午後2時~

○八條図書館
▼児童向け 11日(日)・19日(日)・26日(日) 午前11時~

▼一般向け 5日(日)・12日(日)・26日(日) 午後2時~

※上映内容など、詳しくは、図書館ホームページをご覧ください。

3月の休館日

八幡・八條図書館
6日(月)・13日(月)・21日(火)・27日(月)

駅前出張所図書窓口
毎週土・日曜日・20日(祝)

春季特別整理期間
(八幡図書館) 6日(月)~17日(金)

(八條図書館) 13日(月)~17日(金)